

4 項の規定により公示する。

広島市中区長 守 田 貞 夫

記

氏 名	住 民 票 上 の 住 所	職権処理 の 内 容
度曾 正弘	中区加古町 12 番 20-204 号	消 除
三沢 重和	中区西川口町 2 番 7 号 (清風荘102)	消 除
岩田 一康	中区江波二本松一丁目 7 番 9 号	消 除
山下 好水	中区宝町 10 番 9 号	消 除
上原 正和	中区宝町 5 番 28-401 号	消 除
山根 勇	中区西平塚町 6 番 6 号	消 除
米田 明則	中区西平塚町 7 番 23-501 号	消 除
梅野 康夫	中区西平塚町 6 番 7-401 号	消 除
山下 秀樹	中区西平塚町 10 番 7-301 号	消 除
森本 忠男	中区白島九軒町 17 番 1-301 号	消 除
湯田 芳子	中区白島九軒町 7 番 12-301 号	消 除
熊谷 秀光	中区東平塚町 2 番 7-201 号	消 除
中篠迫利治	中区平野町 12 番 10 号	消 除
原賀 尚幹	中区富士見町 9 番 8-502 号	消 除
和田美恵子	中区舟入本町 19 番 2-102 号	消 除

広島市中区告示第 15 号

平成 17 年 11 月 28 日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により職権で処理をしたので、同条第 4 項の規定により公示する。

広島市中区長 守 田 貞 夫

記

氏 名	住 民 票 上 の 住 所	職権処理 の 内 容
藤本 美幸	中区寺町 5 番 25-703 号	消 除
岡田 徹身	中区幟町 6 番 20-301 号	消 除
部村 智	中区幟町 7 番 29-301 号	消 除
池田 順子	中区幟町 5 番 29-202 号	消 除

笠井みゆき	中区橋本町 2 番 21-202 号	消 除
久保 誠治	中区橋本町 2 番 21-404 号	消 除
竹岡健次郎	中区東白島町 13 番 9-902 号	消 除
上間 旅	中区舟入本町 7 番 3-201 号	消 除
栗栖 正和	中区舟入南三丁目 10 番 3-103 号	消 除
河野 正信	中区舟入中町 9 番 18-305 号	消 除
向野 照美	中区弥生町 2 番 6-405 号	消 除
荒木 芳正	中区吉島新町二丁目 25 番 11 号	消 除
堀江 修士	中区吉島西一丁目 10 番 28-601 号	消 除
坪井 貴彦	中区吉島東一丁目 7 番 19 号	消 除
西本 道雄	中区千田町二丁目 8 番 6-408 号	消 除

広島市佐伯区告示第 7 号

平成 17 年 11 月 30 日

下記の広島市国民健康保険被保険者証は、平成 17 年 9 月 30 日に再交付申請により窓口で交付した広島市国民健康保険者証であるが、本人は受け取っておらず、第三者の虚偽申請に基づき交付したものと思われるため、下記の者の平成 17 年 9 月 30 日再交付の被保険者証に限り無効であることを告示します。

広島市佐伯区長 尾 兼 弘 幸

記

被保険者証記号・番号 佐伯・5207259

世 帯 主 氏 名 坂本 進

被 保 険 者 証 氏 名 坂本 進

被保険者証交付年月日 平成 17 年 9 月 30 日 (㊤表示)

被保険者証有効期限 平成 18 年 1 月 31 日

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第 55 号

平成 17 年 11 月 6 日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬 場 則 行

次のとおり 略

広島市中区選挙管理委員会告示第 56 号

平成 17 年 11 月 6 日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

- 1 抹消者数 2人
2 抹消した者の氏名等 別紙のとおり
別紙 略

~~~~~  
広島市中区選挙管理委員会告示第57号  
平成17年11月6日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成17年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 馬場 則行

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局  
2 期間等 平成17年12月3日から12月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで  
~~~~~

広島市中区選挙管理委員会告示第58号
平成17年11月6日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成17年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
2 期間等 平成17年12月3日から12月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで
~~~~~

広島市中区選挙管理委員会告示第59号  
平成17年11月6日

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、検察審査員候補者を選定するくじを行うべき場所及び日時並びに同法施行令（昭和23年政令第354号）第5条第1項の規定により、くじの方法を次のように定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 馬場 則行

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所2階区長応接室  
2 日時 平成17年12月2日（金）  
午後4時30分  
3 くじの方法 広島市中区検察審査員候補者選定規程（昭和55年4月1日広島市中区選挙管理委員会告示第2号）の定めるところによる。  
~~~~~

広島市東区選挙管理委員会告示第49号
平成17年11月6日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打田 等

次のとおり 略
~~~~~

広島市東区選挙管理委員会告示第50号  
平成17年11月6日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打田 等

- 1 抹消者数 1人  
2 抹消した者の氏名等 別紙のとおり  
別紙 略  
~~~~~

広島市東区選挙管理委員会告示第51号
平成17年11月6日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により平成17年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打田 等

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局
2 期間 平成17年12月3日から12月7日までの5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで
~~~~~

広島市東区選挙管理委員会告示第52号  
平成17年11月6日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項

の規定により、平成 1 7 年 6 月 2 日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打 田 等

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号  
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成 1 7 年 1 2 月 3 日から 1 2 月 7 日までの 5 日間、毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第 5 3 号  
平成 1 7 年 1 1 月 6 日

檢察審査会法（昭和 2 3 年法律第 1 4 7 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、檢察審査員候補者を選定するくじを行うべき場所及び日時並びに同法施行令（昭和 2 3 年政令第 3 5 4 号）第 5 条第 1 項の規定により、くじの方法を次のように定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打 田 等

- 1 場 所  
広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号  
広島市東区役所 2 階第 1 会議室
- 2 日 時  
平成 1 7 年 1 2 月 2 日 午前 1 0 時
- 3 方 法  
広島市東区檢察審査員候補者選定規程（昭和 5 5 年 4 月 1 日広島市東区選挙管理委員会告示第 2 号）の定めるところによる。

広島市南区選挙管理委員会告示第 5 4 号  
平成 1 7 年 1 1 月 6 日

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大 原 貞 夫

次のとおり 略

広島市南区選挙管理委員会告示第 5 5 号  
平成 1 7 年 1 1 月 6 日

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 3 条第 1 項の規定により、平成 1 7 年 1 2 月 2 日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大 原 貞 夫

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成 1 7 年 1 2 月 3 日から 1 2 月 7 日までの 5 日間、毎日、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第 5 6 号  
平成 1 7 年 1 1 月 6 日

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 7 第 1 項の規定により、平成 1 7 年 1 2 月 2 日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記載されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大 原 貞 夫

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成 1 7 年 1 2 月 3 日から 1 2 月 7 日までの 5 日間、毎日、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第 5 7 号  
平成 1 7 年 1 1 月 6 日

檢察審査会法（昭和 2 3 年法律第 1 4 7 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、檢察審査員の候補者を選定するくじを行うべき場所及び日時並びに同法施行令（昭和 2 3 年政令第 3 5 4 号）第 5 条第 1 項の規定により、くじの方法を次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大 原 貞 夫

- 1 場 所  
広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所 区長応接室
- 2 日 時  
平成 1 7 年 1 2 月 2 日（金） 午前 9 時 3 0 分
- 3 くじの方法

広島市南区檢察審査員候補者選定規程（昭和 5 5 年 4 月 1 日広島市南区選挙管理委員会告示第 3 号）に定めるところによる。

広島市西区選挙管理委員会告示第 5 3 号  
平成 1 7 年 1 1 月 1 日

平成 1 7 年 1 1 月 6 日執行の広島県知事選挙における福島投票

区の投票所施設名を、次のとおり変更します。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 臼田耕造

| 区 分 | 投 票 所 施 設 名 |
|-----|-------------|
| 新   | 西地域交流センター   |
| 旧   | 西隣保館        |

広島市西区選挙管理委員会告示第54号  
平成17年11月3日

平成17年11月6日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の辞任に伴い新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 臼田耕造

次のとおり 略

広島市西区選挙管理委員会告示第55号  
平成17年11月6日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 臼田耕造

次のとおり 略

広島市西区選挙管理委員会告示第56号  
平成17年11月16日

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項及び同法施行令（昭和23年政令第354号）第5条第1項の規定により、検察審査員候補者を選定するくじを行うべき場所及び日時並びにくじの方法を次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 臼田耕造

- 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所2階区長応接室
- 日 時 平成17年12月2日 午後4時
- くじの方法 広島市西区検察審査員候補者選定規程（昭和55年4月1日広島市西区選挙管理委員会告示第3号）の定めるところによる。

広島市西区選挙管理委員会告示第57号

平成17年11月16日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成17年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 臼田耕造

- 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所内 広島市西区選挙管理委員会事務局
- 期間等 平成17年12月3日から12月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第58号  
平成17年11月16日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成17年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 臼田耕造

- 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所内 広島市西区選挙管理委員会事務局
- 期間等 平成17年12月3日から12月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第68号  
平成17年11月6日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 河原和郎

次のとおり 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第69号  
平成17年11月17日

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、検察審査員候補者を選定するくじを行うべき場所及び日時並びに同法施行令（昭和23年政令第354号）第5条第1項の規定により、くじの方法を次のとおり定めます。